~ ご存知ですか? ~

おくがいこうこくぶつ

屋外広告物には、ルールがあります。

屋外広告物は、「屋外広告物法」「福井県屋外広告物条例」により、大きさ・高さ・設置場所等が規制されています。

◆屋外広告物とは

屋外で、公衆に対し、常時または一定の期間継続して表示される広告板、広告塔、広告幕、のぼり、アドバルーン、はり紙、はり札、立看板などをいいます。

内容が営利的なものも、非営利的なものも、どちらも屋外広告物に該当します。

◆屋外広告物規制の目的

屋外広告物は、社会経済活動における情報伝達の媒体として重要なものですが、これを放置しておくと、都市の美観や自然の風致を損なうばかりでなく、落下・倒壊等による安全上の問題もでてきます。

そこで、本県では、屋外広告物法に基づき「福井県屋外広告物条例・施行規則」を 定め、設置を禁止する場所や、表示面積・ 高さ等の基準を定めています。



◆屋外広告物の例◆

屋外広告物を表示(設置)するときは、「市(町)長の許可」が必要です。

屋外広告物を表示(設置)する場合は、原則として市役所または町役場の屋外広告物担当課に申請し、 許可を受けなければなりません。

- ※ 広告板、広告塔等を設置する場合は、管理者を設置し、届け出なければなりません。
- ※ 自家用広告物(自己の店舗名称を表示した看板など)についても、一定面積を超えれば許可が必要です。
- ※ 福井県屋外広告物条例には、違反広告物に対する罰則規定があります。

屋外広告物を表示(設置)したときには、適正な維持管理を行うことが必要です。

屋外広告物は、雨や強い日差し、潮風などにさらされているので、設置環境によって耐用年数は変わります。見えない部分で腐食がすすんでいることも多く、目視点検だけでは足りないこともあります。適切な時期に必要なメンテナンスを行わなければなりません。

- ※ 屋外広告物による落下事故等が万一起きれば、その責任を問われるだけでなく、会社やお店の評判にも 影響します。本県においても、屋外広告物の落下事故は発生しています。
- ※ 定期的に広告物の点検を行うことはもちろんですが、許可の継続手続きには、「屋外広告物等安全点検報告書」の提出が必要となります。このタイミングで専門家による安全点検の実施をおすすめします。

◆屋外広告物の表示(設置)をする場合の手続き

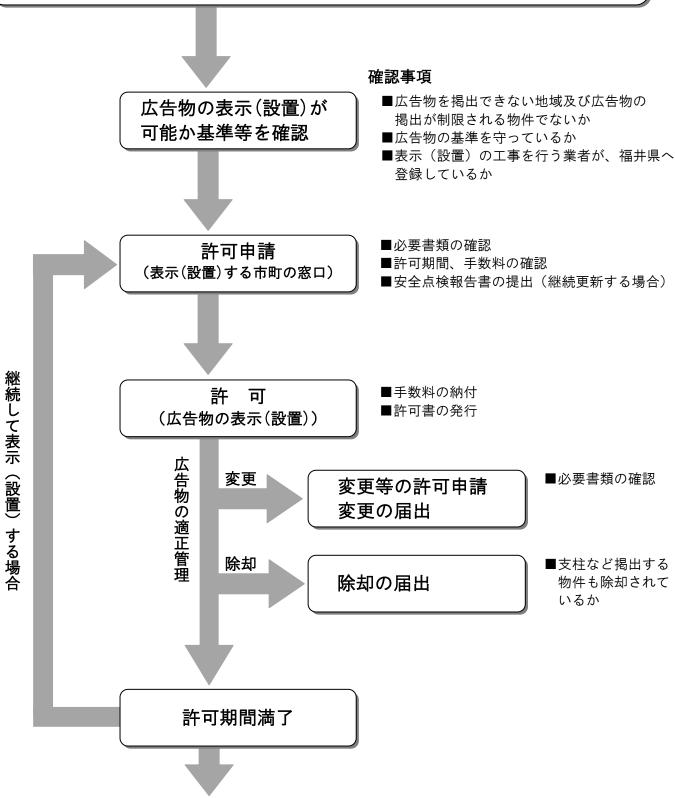
- ■広告塔・広告板
- ■はり紙、はり札等

■建築物や工作物の外面を利用する看板

- ■のぼり旗
- ■広告幕
- ■立看板

- ■電柱広告
- ■その他の支柱を利用する広告物等
- ■消火栓標識を利用する広告塔
- ■電車・自動車等の外面を利用する広告物等
- ■アーチ、アドバルーンなどの屋外に表示又は設置するもの

■建築物の屋上に設置する屋上看板や壁面に設置する袖看板などの建築物から突出する形式の看板



■広告物規制の詳細は県のホームページで公開しています。⇒ http://www.pref.fukui.jp/doc/tokei/

期間満了後、直ちに除却